

令和6年度業務管理体制一般検査等について

令和6年9月

広島県健康福祉局医療介護基盤課

介護事業者指導グループ

1 業務管理体制一般検査について

介護保険法第115条の33第1項に基づき介護サービス事業者に対し業務管理体制一般検査を実施する予定

- (1) 検査方法：電子申請システムによる
- (2) 実施期間：令和6年10月1日から11月30日（予定）
- (3) 対象：県内の介護サービス事業者（法人等）

※ 検査に係る注意事項

検査を実施する際、メールリングリストで通知するとともに、一般検査の対象事業者に対しては、併せて文書により通知します。このため、対象事業者でない事業者にもメールが届きますので、文書による通知がない事業所は一般検査の対象ではありません。

2 業務管理体制とは

介護サービス事業者は、事業の規模に応じて適切な業務管理体制（※）の整備が義務付け（介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140条の39）

※業務管理体制：各事業者において法令に則った適正な介護サービスの提供が確保されるための組織体制

各事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所・施設の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を関係行政機関に届出

○ 業務管理体制の整備の基準

指定・許可の事業所数等の数（注）	業務管理体制の整備の内容		
	法令遵守責任者の選任	業務が法令に適合することを確保するための規程の整備	業務執行の状況の監査
1～19	必要	—	—
20～99	必要	必要	—
100～	必要	必要	必要

注）事業所・施設数には、介護予防及び介護予防支援事業所を含むが、みなし事業所及び総合事業における介護予防・生活支援サービスは除く。

※ みなし事業所：保険医療機関（病院・診療所・薬局）が行う居宅サービス及び介護予防サービスであって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされる事業所（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護）

3 業務管理体制の整備に関する事項の届出

行政手続きの簡素化及び効率化の推進の観点から、厚生労働省において「業務管理体制に関する届出システム（以下「届出システム」という。）」が構築され、令和5年3月28日から、電子申請等による届出が可能となりました。

届出事項に変更があった場合、当該届出システムにより届出してください。

特に、次の事項について変更があった場合は、必ず届出するようお願いします。

- 事業の規模
- 法令遵守責任者
- 法人本部の所在地・連絡先

※ 次の場合は変更の届出は必要ありません

- 事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合
- 法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合

なお、届出先は次のとおりです。

届出先区分	届出先
事業者等が3以上の地方厚生局管轄区分に所在する事業者	厚生労働大臣
事業者等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事業所が所在する都道府県知事
事業所等が広島市内にのみ所在する事業者	広島市長(介護保険担当課)
事業所等が呉市内にのみ所在する事業者	呉市長(介護保険担当課)
事業所等が福山市内にのみ所在する事業者	福山市長(介護保険担当課)
地域密着型サービス(予防を含む)のみを行い、事業所等が同一市町内に所在する事業者	市町長(介護保険担当課)
上記以外の事業者	広島県知事(健康福祉局医療介護基盤課)